

第27回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成30年7月31日（火）13：30～14：30
2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室
3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、佐野委員、中西委員
資源エネルギー庁
覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長
文部科学省
清浦原子力課長
内閣府原子力政策担当室
赤石統括官、佐藤審議官、林参事官、大島参事官、川渕企画官、
佐久間参事官補佐

4. 議 題

- (1) 原子力損害賠償制度専門部会の構成員の変更について
- (2) 我が国のプルトニウム管理状況について
- (3) 「我が国におけるプルトニウム利用に関する基本的な考え方」について
- (4) その他

5. 配布資料

- (1) 原子力損害賠償制度専門部会の構成員の変更について
- (2) 我が国のプルトニウム管理状況について
- (3-1) 我が国のプルトニウム利用について
- (3-2) 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方
- (3-3) 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方（英語版）

参考資料

- (3-1) 「我が国におけるプルトニウム利用に関する基本的な考え方」の論点整理

- (3-2) プルトニウム利用の現状と課題 (2018年1月16日定例会資料)
- (3-3) 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方 (平成15年版)
- (3-4) 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方 (平成15年版) (英語版)
- (3-5) 日本のプルトニウム利用について【解説】
- (3-6) 日本のプルトニウム利用について【解説】 (英語版)

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第27回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が原子力損害賠償制度専門部会の構成員の変更について、二つ目が我が国のプルトニウム管理状況について、三つ目が「我が国におけるプルトニウム利用に関する基本的な考え方」についての改定について、四つ目はその他です。本日の会議は15時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、最初に議題に入る前に、事務局より異動のお知らせをいたします。

原子力政策担当室の室長であった山脇政策統括官が7月27日付で異動し、後任に内閣審議官であった赤石が着任しております。また、原子力政策担当室次長の進藤大臣官房審議官が7月25日付で異動し、後任に経済産業省の大臣官房審議官であった佐藤が着任しております。

それぞれより一言、御挨拶をお願いいたします。

(赤石統括官) このたび、山脇の後に続きまして、政策統括官を拝命した赤石でございます。原子力政策の状況については、十分認識しているつもりでございますので、よろしく御指導をお願いいたします。

(佐藤審議官) 佐藤でございます。よろしくをお願いいたします。

原子力委員会の皆様と一緒に、しっかりと政策の方を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(林参事官) それでは、赤石統括官は次の公務のため適時退席をさせていただきます。

それでは、議題の方に入ります。

まず最初の議題は、原子力損害賠償制度専門部会についてでございます。この部会については、平成27年より会議を開催し、これまで計19回の会議を行ってきたところでござい

ます。本日は、構成員の変更について事務局より御説明いたします。

(大島参事官) 原子力政策担当室参事官をしております、大島でございます。

第27回原子力委員会資料第1号、原子力損害賠償制度専門部会の構成員の変更について(案)に基づきまして、説明をさせていただきます。

先ほど、林参事官からもございましたけれども、原子力損害賠償制度専門部会につきましては、平成27年5月13日付の本原子力委員会決定で定められたところがございますけれども、1枚おめくりいただきまして、当部会の構成員につきまして人事異動等に伴う変更がございましたので、改めて構成員について決定をしていただきたく御説明をさせていただくところでございます。

変更点につきましては、まず、構成員の中の日本原子力保険プールでございますけれども、新しく角川専務理事が変更になってございます。

それから、オブザーバーでございますけれども、4名の方の異動等により変更になってございます。

一番上の、日本商工会議所の大内様。それから、電気事業連合会理事の大森様。二つ飛びまして、全国漁業協同組合連合会の檜垣様。そして、みずほ銀行専務執行役員の渡辺様。この合計5名の変更をお願いするところでございます。

説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) ありがとうございます。

これは、基本的には同じ組織ないしグループからの後任という理解でよろしいでしょうか。

(大島参事官) はい、そうでございます。

(佐野委員) 私はこれで結構でございます。

(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 私も見させていただきまして、これで結構でございます。

(岡委員長) 私も異議はございません。

それでは、案のとおり決定することとしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、異議がないようですので、案のとおり決定したいと思います。

構成員の変更をいたします。

ありがとうございます。

議題 1 は以上です。

議題 2 をお願いします。

(林参事官) それでは、議題 2 についてでございます。

議題 2 は、我が国のプルトニウム管理状況についてでございます。

我が国は、I A E A のプルトニウム国際管理実施にのっとり、国内及び海外において使用及び保管している未照射分離プルトニウムの管理状況を毎年公表するとともに、I A E A に対して報告を行っております。

それでは、我が国のプルトニウムの管理状況について、事務局からまず説明をお願いします。

(佐久間参事官補佐) ご説明いたします。

資料の方が、資料 2 号となっております。我が国のプルトニウムの管理状況ということで、今回の報告は、2017 年のプルトニウムの管理報告となります。

趣旨のところから御説明させていただきます。

我が国は、原子力基本法に基づき原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限り行っている。

原子炉等規制法上の平和利用の観点からは、核兵器不拡散条約の下、国内全ての核物質・原子力活動について国際原子力機関保障措置の厳格な適用を受けるなどにより、我が国の原子力の平和利用を担保している。

これに加え、政策上の平和利用の観点からは、プルトニウムに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持している。そのため、プルトニウム利用の透明性の向上を図り、国内外の理解を得ることが重要であることから、I A E A 「プルトニウム国際管理指針」にのっとり、国内及び海外において使用及び保管している、未照射分離プルトニウムの管理状況を、平成 6 年以降、毎年公表するとともに、I A E A に対して報告を行っている。当該管理状況では、我が国は I A E A 「プルトニウム国際管理指針」に基づき公表している以上に、施設ごとの使用、保管状況等を公表しており透明性向上を図っている。

続きまして、分離プルトニウムの管理状況になっております。

概要としては、平成 29 年末時点で国内外において管理されている我が国の分離プルトニウム総量は約 47.3 トンであった。うち約 10.5 トンが国内保管分で、約 36.7 トンが海外保管分である。海外保管分は、我が国の電気事業者が、国内原子力発電所から発生した使用済燃料をイギリス及びフランスの再処理施設において再処理を行ったことによるもの

である。フランスに委託した使用済燃料の再処理は既に完了し、平成28年末時点で約16.2トンの分離プルトニウムを保管中であつたが、MOX燃料集合体に加工し、平成29年に、国内に約0.7トンを送付したため、平成29年末時点では約15.5トンの分離プルトニウムを保管中である。

イギリスに委託した使用済燃料の再処理においては、既に再処理委託をした使用済燃料に含まれる残り約1トンのプルトニウムのうち、約0.4トンが分離され平成29年に在庫として計上されたため約21.2トンの分離プルトニウムを保管中であり、残り約0.6トンのプルトニウムについては、イギリス再処理施設が操業を終了する平成31年頃までに分離し、その後在庫として計上される予定である。

次のページをめくっていただきまして、今お話しした表として、分離プルトニウムの管理状況となっております。

右側が平成29年末の状況になっておりまして、総量としては47.3トン。昨年作られて0.4トン増えております。国内保管分は10.5トンで、0.7トン増えております。

続きまして、海外分としては、36.7トンで、マイナス0.4トンとなっております。イギリス分は21.2トンで、プラス0.4トン。フランス分は15.5トンで、マイナス0.7トンとなっております。

続きまして、公表データとして下の国内保管中の分離プルトニウム、海外保管中の分離プルトニウム、分離プルトニウムの使用状況等として、次の別紙の方を御覧ください。

4ページ目のところの別紙になっております。

1ポツが分離プルトニウムの保管状況になっておりまして、国内の状況になっております。再処理施設については、日本原子力研究開発機構の再処理施設が昨年よりは約50キロ減っております。この分につきましては、同じく日本原子力研究開発機構のプルトニウム燃料加工施設、下の表なのですけれども、そこの燃料加工施設の方に移動させていただいております。

その下の表が、原子炉施設の方になっておりまして、変更点は実用発電炉のところは昨年よりは703キロ、これはフランスでMOX燃料を作った分を発電所に移動させている分が増えております。合計として10.5トンとなっております。

続きまして、次のページが海外分のプルトニウムの保管量になっております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、英国、フランス分の回収量で、合計量が36.7

トンとなっております。

次に、2ポツが使用状況となっておりますが、今回大きい動きというのはございませんでした。

以上となります。

(岡委員長) 御説明ありがとうございました。

それでは質疑応答を行いたいと思います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

これは毎年夏頃に行われているプルトニウムの管理状況についての公表でございますけれども、今年6月、IAEAの理事会で我が国の全ての核物質が平和的活動にのみ利用されているという拡大結論を得ております。これは平成16年以降15年にわたって得ている訳ですが、そういう意味では、我が国はIAEAの優等生であり加えて政策上の平和利用の観点から、透明性を高めてきた訳です。それも、プルトニウムの国際管理指針というIAEAの要請を超えた水準で透明性を高めてきており、これについても日本は優等生だと思います。

したがって、今後とも我が国のプルトニウムの利用に関しては、国際社会に対して丁寧に説明していくということが重要であり、そういう意味で今回の公表された管理状況も非常に重要なものだと認識しております。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

私も、非常に透明性が高く、毎年きちんと報告されているということは素晴らしい、いいことだと思います。

海外も含めてやはりできるだけ減らしていく努力を私どもは続けていかなければいけないなと思っている次第でございます。

ただ、今、佐野委員がおっしゃいましたように、非常に優等生であると、日本は公表データをきちんとしているということは評価させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も今お二人の委員がおっしゃったとおりだと思います。日本は保障措置の優等生でありますけれども、核不拡散の重要性、これを政策的平和利用と呼んでいますけれども、その認

識をもって国内外への説明に努めるとともに、透明性をもってプルトニウムを利用していくことが非常に重要であるというふうに思います。

あと、委員からはほかにございますでしょうか。

それでは、議題2は以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは、次に、我が国のプルトニウムの管理状況を踏まえて、議題3について、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) 次の議題3でございます。

「我が国におけるプルトニウム利用に関する基本的な考え方」の改定についてでございます。

本件につきましては、国内原子力をめぐる状況変化、国際社会におけるプルトニウム管理に関する関心の高まり等を踏まえ、実質的な取組として今年1月より日本のプルトニウムの利用の今後の在り方について議論を行ってきたところでございます。

議論開始後、原子力委員会に関係機関の方々にお越しいただき、プルトニウム利用についてヒアリングを行い、5月にはヒアリングによってまとめられた論点を整理したのも報告させていただいております。

これまでの議論を踏まえて、本日は我が国におけるプルトニウム利用に関する基本的な考え方について、改定について事務局より御説明を頂きます。また、プルトニウム利用に関わる関係省庁として、本日は資源エネルギー庁より覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長、文部科学省より清浦原子力課長にお越しいただいておりますので、併せて御報告いたします。

それでは、事務局の方の説明をお願いいたします。

(川渕企画官) 事務局の方から御説明したいと思います。

資料につきましては、まず資料3-1を御用意いただければと思います。パワーポイントの資料でございます。

それから、今回の我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方の改正案という形で、資料3-2及び資料3-3のドラフトということで英語版も付けさせていただいております。

加えまして、参考資料3-1から3-6まで入っているところでございます。これは、参考資料の方は、過去の経緯をいろいろたどれるように、参考資料として添付させていただいているものでございますので、本日はプレスの方の傍聴が多いようですので、是非こういった参考資料も参考にしていただければというとともに、参考資料につきましては、英語版があるものについては全部英語版を付けさせていただいております。これに関しても、基本的

にはもう既に原子力委員会のホームページで公表しているというようなものになっているところでございます。

それでは、パワーポイントの資料3-1に戻っていただきまして、これを用いて説明をさせていただきますと思います。

まず、1枚めぐりまして、1ページ目、1ポツの経緯でございます。

三つの矢印が書いてありますけれども、ここの部分を読ませていただきたいと思います。

我が国は、原子力発電所から出る使用済燃料を再処理することでプルトニウム等を回収し、再度原子力発電所の燃料として用いる核燃料サイクル政策をとっている。一方、プルトニウムは核不拡散の観点から、国際的にも厳重な管理が求められているところでございます。これについて、我が国のプルトニウムを含む全ての核物質は、平和的活動にあるとのIAEAによる結論が得られているということでございます。

今しがた佐野委員から言及を頂きましたけれども、参考を付けさせていただいておりまして、日本は長年にわたりIAEA保障措置を受け入れてきた実績があり、IAEAにより「申告された核物質の平和的活動からの転用の兆候」がなく、「未申告の核物質又は原子力活動の兆候」もなく、また「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との「拡大結論(Broader Conclusion)」を得られている。

これらのことから、制度上、我が国のプルトニウムの平和利用は、高い水準で確認されており、これは炉規制法の適切な運用により担保されているということでございます。

ここまでは、炉規法上の平和利用ということでございまして、ここの上の三つの矢印の部分につきましては、実は今回が初めてではなく、原子力委員会としましても国際的に国内外を含めて発信をしているというところでございます。こちらの方は、実は参考資料3-5の日本のプルトニウムについて(解説)というものがございます。こちらの日本語版、英語版、3-5と3-6がありますけれども、こちらの方でかなり詳しくこの三つの矢印については今まで説明をしてきたところでございます。

英語版もございますので、これらについても各国に提供をしてきたという実績があるというところでございます。

その次の資料3-1に戻っていただきまして、四つ目、五つ目の矢印でございます。

さらに、プルトニウム利用に対する懸念を生じさせないため、プルトニウム利用の透明性向上を図ること、及び国内外に保有するプルトニウムに関して適切に対処していることを示すことにより内外の理解を得ることが重要であるということでございます。

そのため、原子力委員会としては、今までですけれども、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を示すとともに、プルトニウム管理状況、これは先ほど御報告させていただいたものですが、プルトニウム管理状況の公表ですとか、プルトニウム利用計画の策定・公表など積極的な情報発信を進めていたというところがございます。

こちらの方は1994年からずっと継続して行っているというものでございますけれども、その下の括弧書きで、政策上の平和利用、炉規法上の平和利用と対比する形で、今回政策上の平和利用ということで明確化させていただいたものでございます。

こちらの方は、その下の資料の2ページ目にあります、原子力の平和利用を担保する体制ということで、大きく図式化して分かりやすく提示させていただいております。

この図、実は右側の青色の部分、原子炉等規制法に基づく規制に関する取組というところが、いわゆる炉規法上の平和利用ということでございまして、左側のオレンジ色の部分、こちらの方が政策上で実施している透明性向上に向けた取組ということで、今回、政策上の平和利用という形で位置付けているところがございます。

こちらにつきましては、原子力委員会だけではなく、関係省庁、規制側とも対話をしている中で、こういった形で整理をしていこうじゃないかということで、今回この図につきましては、つい先日発刊させていただきました「原子力白書」の中で初めてこういった形で提示をさせていただいたという形になっているところがございます。

1枚めくっていただきまして、それでは、現状がどうなっているかということが3ページ目の2ポツの現状ということでございます。

一個目の矢印です。我が国は、現在、平成29年末時点で約47トンのプルトニウムを保有しているということでございます。国内に約11トン、海外でイギリスが約21トン、フランスが約15トンという形になっているところがございます。

二つ目の矢印でございます。また、下記のような原子力利用をめぐる状況の変化があるということでございまして、大きく三つに分けて、消費サイド、生産サイド、国際社会による関心の増大という形で分けさせていただいております。

まず、消費サイドでございます。二つございまして、プルサーマルの遅れということでございます。当初、16基から18基という形でのプルサーマルを目指しているというところ、これに関しては変わるところではございませんけれども、現状で言うと現在4基、伊方の3号機、高浜の3号機と4号機、玄海の3号機、この四つが動いているところがございます。

その次の②でございます。高速増殖炉の「もんじゅ」の廃炉の決定がされたということで

ございまして、高速炉の部分の取組というところで少し遅れが出ているということかと思えます。

2番目ですが、一方で、プルトニウムが生み出されるサイドの、生産サイドでございませけれども、六ヶ所の再処理工場が2021年度上期に竣工を計画しているということでございます。3年後に動き出すということでございます。

3番目が国際社会による関心増大ということで、簡単に書かせていただいておりますけれども、(3)の国際社会による関心の増大のところ、若干何なのだろうというところがあると思しますので、参考資料3-1を見ていただきまして、3ページ目でございます。論点のところ、同じく(3)になっておりますけれども、国際的な環境変化というところでございますが、三つほど矢印を付けさせていただいております。

まず、一個目、これは日本としての説明責任ということでございますけれども、国際的な説明責任が非常に増大しているということでございます。

二個目ですけれども、核不拡散（再処理等を望む国、核開発を行う不安定な「国」等の存在）があるということ。この核不拡散の部分と加えて、核セキュリティの部分、核セキュリティ・サミットも平成22年から既に4回ほど開かれていて、こういったところでの国際社会による関心の増大というところがある中で、核不拡散がしっかりと保たれている日本としても、ロールモデルとしての説明責任が非常に高まってきているということでございます。

こういった状況を踏まえまして、3ポツの方針のところに戻らせていただきます。原子力委員会はかねてより「我が国のプルトニウム利用の基本的な考え方（2003）」を公表しております。今般、国際社会との連携、繰り返しになりますけれども、核不拡散の観点も重要視し、平和利用に係る透明性を高めるため、我が国の自主的な方針として本考え方を改定・公表することとするというふうにさせていただこうということでございます。

加えまして、国際社会への説明責任ということで、本日、決定いただければ同文書をIAEAの加盟国に対する回章ということで、INFCIRCと言いますけれども、回章することによって国際社会に周知するというところを考えているところでございます。

4ページ目ですね。4ポツでございます。では、どういうふうに改定・公表するかというのが4ページ目になります。

4ポツ、我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方ということでございまして、こちらの方は、資料3-2と同じ文章になっておりますけれども、強調するところを赤字にさせていただいているところでございます。

まず、我が国は、上記の考え方にに基づき、プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在の水準を超えることはないというところを、まず、基本的な方向性ということで書かせていただいております。

この下に1から5の取組を積極的にやっていきましょうということで、1から5を書かせていただいております。

まず、一個目でございます。再処理等の計画の認可（再処理等抛出金法）に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行うということでございます。その上で、生産されたMOX燃料については、事業者により時宜を失わずに確実に消費されるよう指導し、それを確認するというところでございます。

こちらの方は、先ほど御紹介しました参考資料3-1の、以前ヒアリングさせていただきました資源エネルギー庁から頂いたコメント等を踏まえまして、1ポツについては書かせていただいているところでございます。

ちなみに、参考資料3-1の1ページ目の1ポツの部分でございますが、3番目と4番目の丸が、正にこの部分の当たるところでございます。プルサーマルによるプルトニウムの利用を見通した上で、それに応じて再処理量等の計画を認可することになるとの認識というところの部分でございます。

戻りまして、2ポツでございます。プルトニウムの需給バランスを確保し、再処理から照射までのプルトニウム保有量を必要最小限とし、再処理工場等の適切な運転に必要な水準まで減少させるため、事業者に必要な指導を行い、実現に取り組むということでございます。

こちらの方は、六ヶ所の再処理工場のところでの再処理の開始から照射までの部分を、できるだけ短くしようということでございます。

3ポツ、業者間の連携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組むというところでございます。

3ページ目にありますように、やはり日本に関しましては海外に保有するプルトニウムが非常に多いということで、海外保有分の着実な削減に取り組むことも重要であろうということとを3ポツでは述べさせていただいているところでございます。

4ポツでございます。研究開発に利用されるプルトニウムについては、情勢の変化によって機動的に対応することとしつつ、当面の使用方針が明確でない場合には、その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討するというところでございます。

こちらに関しましては、同じく参考資料3-1の実は2ページ目の日本原子力研究開発機構のところの項目にありますけれども、ここでJAEAのヒアリングをさせていただいたときに、上から三つ目のポツでございますが、保有するプルトニウムは様々な形態で保管されており、研究開発用に利用するためには、一部機械的・化学的な処理が必要となる。そのため、合理的・経済的観点も考慮して、全てのオプションについて検討しようということで、JAEAからこういった御発言を頂いたということも踏まえまして、この4ポツという形でまとめさせていただいたものでございます。

5ポツになります。使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を着実に実施するというところで、こちらの方は既に使用済燃料の貯蔵能力の拡大ということは政府の方針であると認識しておりますけれども、改めてここで5ポツとして重要であるということを取り上げさせていただいたものでございます。

最後に、加えてということでございます。透明性を高める観点から、今後、電気事業者及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を改めて策定した上で、毎年度公表していくこととするということでございまして、赤字にしておりますけれども、「毎年度公表していくこととする」というところが、今までの部分とは大きく違って、毎年こういった利用計画を改めて策定していただくということで、より一層透明性を高めようということで考えたものでございます。

資料の3-2の日本語文が、これがこれから原子力委員会で議論をさせていただこうと思っておりますけれども、案文そのものになっているということと、あとはこれと全く同じですけれども、英語訳でドラフトを資料3-3という形で付けさせていただいております。

本日は、この資料3-2と資料3-3について議論をしていただければというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

(岡委員長) どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答を行いたいと思います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) コメントと、それから質問をさせていただきたいと思います。日本は核不拡散条約の非核兵器国の中で唯一再処理・濃縮という機微な術の保有を認められているユニークな存在ですが、逆に言いますと、それだけこういった技術が拡散しないため、国際核不拡散上のより重い責任を負っているという立場にあると思います。

そういう意味では、今後とも国際社会と連携して、核不拡散の観点も重要視しながら、平和利用に関する透明性を高めていく努力を倍加していく必要があると思います。

今回原子力委員会が自主的にプルトニウム利用の基本的な考え方を改定して、より具体的な形で提示していく訳ですが、これは国際社会に対する責任を果たすという意味で、大変大きな意義があると思います。従って、この1から5に書かれた項目をしっかりと実施していくことが重要であると考えます。

1点だけ質問ですけれども、5の後に、利用計画を毎年度公表していくことになるわけですが、これは今年度の場合、年度末、つまり来年の3月末までに公表するという理解でよろしいでしょうか。その点だけ確認させてください。

(川渕企画官) まだ具体的には日程自体について決めておりませんが、実は過去の事例を見ると、年度末に対応しているということでございます。今おっしゃったとおり、3月ぐらいというふうなことが今までの過去の事例と認識しております。

(岡委員長) 中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

私も佐野委員がおっしゃったように、非常に国際社会に対して責任が重いことだと思っております。プルトニウムの管理。基本的な考え方の案の、本日の分ですけれども、平成15年にかつて我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方について公表されましたけれども、それと比較しましても非常に具体的で、何をすべきかということなど、非常に分かりやすくなったと思います。透明性を高めるということと同時に、非常に分かりやすくなるということは大切な点だと思いますので、今回のこの基本的な考え方の1から5は非常にいいと思います。

それから、現状ということで、グラフも付いておりますので、非常にこの点も分かりやすく評価させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございました。

私も二人の委員がおっしゃったとおりですけれども、改めて申し上げますと、国家安全保障と関係する核不拡散といいますか平和利用、これは日本にとって極めて重要であると。そういう中で、プルトニウムを着実に利用していく。ここに書きました考え方、資料3-2の各項目に書きましたようなことを実現していくということが、日本の責務であるというふうに思います。

個別の項目は、既に1から5にきちんと書いてございますので、改めて申し上げる必要もないかと思えます。

意見としては以上でございます。

先生方、ほかに何かございますでしょうか。

(佐野委員) せっかく経産省と文科省から来ていらっしゃるの、この紙は一応、両省の合意の下に作られていると理解しておりますけれども、何か感想でも頂けると有り難いです。

(岡委員長) 御意見は後で頂こうと思っていました。覚道課長からお願いします。

(覚道課長) 資源エネルギー庁の覚道でございます。

これまで日本の電力業界も、この利用目的のないプルトニウムは持たないという原則を堅持して、これまで核燃料サイクルを進めてきているところでもありますけれども、今回、本日この基本的な考え方の改定が決定されましたら、その趣旨をまた踏まえて、資源エネルギー庁としてもしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

清浦課長、いかがでしょうか。

(清浦課長) 文部科学省でございます。

原子力委員会で示されました方針に基づきまして、研究開発用のプルトニウムにつきまして、利用及び管理に関する透明性の確保、利用方法の精査を含めて、文科省として必要な対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、委員から御発言はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この基本的な考え方、この案のとおり決定することによろしいでしょうか。

それでは、異議がないようですので、案のとおり決定することといたします。

今後、基本的考え方についてしっかりフォローをしていくことは重要と考えておりますので、関係省庁や関係機関におかれましては御協力をよろしくお願ひしたいと考えております。

英文につきましても本日決定し、速やかに外務省がIAEAを通じて加盟国に対する回章によって国際社会にも周知するという事にいたします。

ありがとうございました。

それでは、議題4について事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、議題4、今後の会議予定でございます。

次回第28回原子力委員会の開催につきましては、8月7日火曜日14時半から16時半、場所といたしましては、8号館5階共用C会議室、この会議室でございます。議題につきましては調整中でございますので、後日ホームページ等の開催案内をもってお知らせをいたします。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、委員から何か御発言はございますでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、これで本日の委員会を終わります。

ありがとうございました。